

# 滋賀県の家きん農場で 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認！ (家きん国内66例目)

## 【概要】

- ・滋賀県大津市 だちょう(エミュー) 6羽  
簡易検査および遺伝子検査で陽性。  
高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。  
疫学関連農場 滋賀県大津市(1農場 採卵鶏 約40羽)

※鳥インフルエンザの発生が過去にないペースで続いています。

※家きんでは全都道府県の半分以上(**25道県**)で疑似患畜が確認されています。

※野鳥も含めると全都道府県の7割以上(**34道県**)となります。

生産者の皆さんはくれぐれもご注意下さい(**小規模農場も例外ではありません!**)。  
<飲用水の汚染防止>

※渡り鳥等の糞便が混入した環境水は鳥インフルエンザウイルスに汚染されている  
可能性があります。

※鶏の飲用水としては、できる限り、**新鮮な水道水**を使用しましょう。

・水道水には、すでに消毒のため、給水栓での遊離残存塩素が0.1ppm以上となる  
ように含まれています。

・水道水は貯留したままにしておくと、塩素濃度が低下するので注意が必要です。

※井戸水、湧水などを利用されている場合

・井戸水や湧水には、水道水とは違い消毒のための塩素が含まれていません。

・そのため、次亜塩素酸ナトリウムなどを用い、**殺菌処理**を行ってから鶏の  
飲用水として用いる必要があります。

- 1.衛生管理区域に立ち入る者の**手指消毒**等(項目13)
- 2.衛生管理区域専用の**衣服及び靴の設置**並びに**使用**(項目14)
- 3.衛生管理区域に立ち入る**車両の消毒**等(項目15)
- 4.家きん舎に立ち入る者の**手指消毒**等(項目20)
- 5.家きん舎ごとの専用の**靴の設置**及び**使用**(項目21)
- 6.野生動物の侵入防止のための**ネット等の設置**、点検及び**修繕**(項目24)
- 7.ねずみ及び害虫の**駆除**(項目26)

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト: <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

**異状**をみつけた場合には**直ちに**山梨県西部家畜保健衛生所まで  
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728  
夜間、土日・休日の連絡は・・・**090-5564-1018**